

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、  
「（仮称）京阪淀車庫南側土地物流施設建設計画に係る配慮書案」が提出されました  
ので、条例第9条第1項の規定に基づいて、次のとおり公告するとともに、配慮書案  
を縦覧に供します。

また、条例第11条第1項の規定により、配慮書案の内容について、環境配慮の観  
点からの意見書を次の4のとおり提出することができます。

平成26年1月20日

京都市長 門川 大作

### 1 事業者の氏名及び住所等

- (1) 事業者の名称 京阪電気鉄道株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 加藤 好文
- (3) 主たる事業所の所在地 大阪府中央区大手前1丁目7番31号 OMMビル

### 2 対象事業の名称、種類及び規模

#### (1) 名称

（仮称）京阪淀車庫南側土地物流施設建設計画

#### (2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業

#### (3) 規模

開発面積 約55,500平方メートル

### 3 配慮書案の縦覧の場所、期間及び時間

#### (1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

#### (2) 縦覧の期間

平成26年1月20日から同年2月20日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(4) 配慮書案のインターネットを利用した閲覧について

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、配慮書案を閲覧することができます。

[URL](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000161246.html) <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000161246.html>

4 意見書の提出期限等

(1) 提出期限

平成26年1月20日 から 同年2月20日 まで

(2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(3) 意見の内容について

「環境配慮の観点からの意見」に限ります。

(環境政策局環境企画部環境管理課)